

答弁書第七号

内閣参質七八第七号

昭和五十一年十月二十九日

内閣総理大臣 三木武夫

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の離島における家庭用食塩の販売価格の是正に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の離島における家庭用食塩の販売価格の是正に

関する質問に対する答弁書

一について

1 沖縄県における塩の販売については、復帰前の沖縄において塩の自由販売が認められていたこと、他の都道府県に比し販売業者の形態が複雑であつたこと等の実態にかんがみ、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」第七十条により小売人間の売買を認め、また、小売について自由価格制がとられている。

2 沖縄の離島における塩の小売価格は、島により、また、小売人によつて区々であるが、例えば、六百二十グラム入り一袋の場合、現在、おおむね四十五円ないし五十円と他の都道府県及び沖縄島・宮古島・石垣島に比し五円ないし十円高となっている。

二について

沖縄における塩の小売価格は、本年六月の塩の公社売渡価格改定以降、流通業者の努力等により改善が行われたが、沖縄の離島については、海上運賃の負担、流通経路の複雑さ等の理由によりなお割高となっている。

三及び四について

沖縄の復帰に際し塩の自由価格制等をとらざるを得なかつた事情はなお残っているので、当分の間、現行の制度を変えることは適當でないが、沖縄の離島の塩の価格に関する前記二について述べた諸問題については、なお慎重な検討が必要であると考えている。